

2025年1月24日

各 位

東奥信用金庫

令和6年12月28日からの大雪により被災された皆さまへ

このたびの大雪により被災された皆さまに対しまして、心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

「令和6年12月28日からの大雪」については、災害救助法の適用を受けたことにより、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の対象となりました。

被災により、お借入金の返済が困難となるなど生活再建でお悩みの方は、本ガイドラインを利用して、一定の要件の下、住宅ローンなどの債務の免除や債務の減額を受けることができます。

当金庫では、各営業店にてご相談を受付けておりますので、お取引店またはお近くの営業店窓口までお問い合わせください。

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」

一般財団法人東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関HP

(<https://www.dgl.or.jp/guideline/>)